

編號	0102	係期	3	20	永水路部
第		發行處	()	完成處	()
係					

軍務局

0434

軍務局

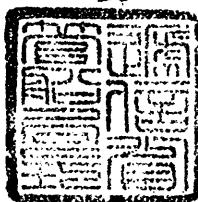
船庶第四七二號

昭和三年九月廿七日

遞信省

遞信省 管船局

長



記

城ヶ島及剣埼燈臺明弧制限ニ關スル件

本件ニ關シ九月二十二日附軍務二第三四〇號ノ二ヲ以テ照會有之候
 處右ハ別段差支無之ニ付御申越ノ期間兩燈臺ノ明弧中左記區域ヲ遮
 蔽スルコトニ可取計候條了知相成度候

- 一、城ヶ島燈臺ハ東方ニ於テ二九七度ヨリ三〇三度マテ六度間及北方
- ニ於テ一四七度ヨリ二五四度マテ一〇七度間
- 一、剣埼燈臺ハ西方ニ於テ六九度ヨリ七五度マテ六度間



至急

軍務局長

第二課長

局員

昭和三年九月二十二日 軍務局長

遞管船局長室

發布

水路部

部員

附

城ヶ島及劍崎燈臺明弧制限二關スル件

本年度海軍小演習中三浦半島ノ燈火管制實
施上首題燈臺ノ明弧ヲ左記ノ如ク臨時變更
ノトニ御取計ラ得度

右照會文

追テ本件ノ擇須貢鎮守府ト燈臺局トハ下協
議済ニ有之候

保	3	20	永
行	運	免	永
機	控		
徐			

水路部
3.9.24
受接

0436

一 實施期日	
十月八、十一、十二、十三、十四、十五、十六日間	
二 明弧度更、燈臺	
劍 城 崎	燈 臺 名
	臨時度更ノ明弧(真方像)
	一二三度ヨリ三ニヒ度迄
	北東六度從來、優トシ南西方ハ三四九度迄
(終)	

模造半葉十三行算紙

海軍

0437

軍務局

横須賀鎮守府參謀

昭和三年九月二十一日

横須賀鎮守府參謀

海軍省軍務局長殿

第二課

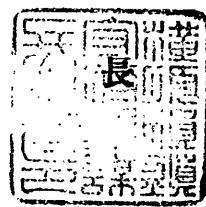
城ヶ島及剣埼燈臺明弧制限ニ關スル件

本年度小演習中三浦半島全部ノ燈火管制實施ニ際シ首題燈臺ヲシテ
陸正面ヲ照明セシメサル爲其ノ明弧ニ左ノ通制限ヲ加ヘ度候ニ就テ
ハ遞信省ニ對ヘル交渉並一般告示方ニ就テ然ルヘク御配慮ヲ得度

右照會ス

記

一期 日



十月八、十一、十三、十四、十五ノ六日間

明弧ノ範圍

燈臺名 明弧ノ範圍（眞方位）

城ヶ島 一二三度ヨリ三二七度迄

劍崎 北東方ハ從來ノ儘トシ
南西方ハ二四九度迄

追テ本件ニ關シテハ遞信省燈臺局トハ内協議濟ニ有之候

(終)

三浦半島對空警戒並防空實施要領

第一 警戒法

一、警戒ハ各方面毎ニ之ヲ實施スルモノトス但シ横須賀市及田浦町等ノ軍港地域内ニ於テハ海兵團長及防備隊司令ノ指示ニ從フヲ要ス。

二、憲兵警察在郷軍人青年團等ハ概ネ左記ニ依リ方面ノ警戒ニ任ズルモノトス

憲兵隊　軍機保護治安維持等ヲ主トシ併テ燈火管制ノ指導ニ任ズ

警察隊　平時業務ニ準シ特ニ燈火管制ノ指導及治安維持ニ任ズ

在郷軍人　青年團員　海洋少年團

各分擔區域内ニ於テ警備ニ任ジ特ニ燈火管制ノ勵行死傷者(假想)救助並之ニ伴フ交通事故防止ニ努ム

消防隊　各消防區毎ニ防火防毒(假想)ノ任務ニ服ス

第二 燈火管制

三、燈火トハ電燈瓦斯燈其ノ他一切ノ燈火ヲ云フ

四、燈火管制ハ各市町村毎ニ之ヲ實施ス

燈火管制實施地域ヲ左ノ通定ム

横須賀市　一四

逗子町中　小坪、新宿、逗子、田越

葉山町中　鎌摺、堀内、真名瀬、打鶴、下山口

長井町中　長井、漆山

三崎町中　三崎

浦賀町中　久比里、浦賀、三軒谷、走水、伊勢町、馬堀、大津

久里濱村中　内川新田、八幡久里濱

六、燈火管制ハ左記區分ニ依ル

(一) 警戒管制

夜間航空機來襲ノ虞アル場合ニ行フ

(一) 非常管制

夜間航空機來襲セル場合ニ行ヒ警戒管制ヨリ移ルヲ例トス

七、燈火管制ノ爲メ各部ニ於テハ演習實施迄ニ豫メ左記準備ヲ完成シ置クモノトス

燈種	管制	準備	標準
(一) 廣告燈、裝飾燈	警戒管制ニ於テ消燈シ得ル如クス		
(二) 屋外燈	下方ノミヲ照シ他ニ漏光セザル様電燈傘ノ下面ハ深キ布片ヲ以テ被包スルカ又ハ赤色ヲ以テ電球ヲ塗粧シ光力ヲ減ジ得ル如クス		
(三) 屋内燈	適宜電燈覆ヲ施シ室内ノミヲ照シ尙光線ノ屋外ニ洩レザル如ク窓入口等ニ遮蔽ヲ行ヒ得ル如クス		
(四) 諸車、覆	上半面ヲ赤色布片ニテ被包スル等光力ヲ減ジ概ネ地上ノミヲ照シ其ノ反對光線ヲ微弱ナラシメ得ル如クス		
(五) 船舶	舷燈檣燈及碇泊燈ハ點燈ノ儘トスルモ上方ニ對シ遮蔽ス(危險ナラザル場合ハ消燈スルモノトス)其ノ他ノ燈火ハ一般陸上ニ於ケルト同様ニ管制シ得ル如クス		
(六) 燈臺	消燈セズ但シ上方ニ對シ遮蔽シ尙ホ必要ニ應ジ陸正面ヲ照射セザル如クス		

八、燈火管制ハ別紙三浦半島燈火管制實施要領ニヨリ實施ス

第二 警報

九、燈火管制ノ實施ハ別紙電話ヲ介シ鎮守府ヨリ之ヲ指示ス

一〇、各方面ニ於ケル警報傳達ハ電話、電燈、サイレン、警鐘、傳令員等ニヨリ概ね別紙三浦半島燈火管制實施要領ニ準シ之ヲ実施ス

(一) 燈火管制警報規約

横須賀市及田浦町方面ノ信號法ヲ左ノ通定ム其ノ他ノ方面ニ於テモ之ニ準據シ實施スルモノドス

(一) 警戒管制

警報	實施法	意味
約二秒間隔ニテ短符約一〇回	供給電燈ニ依リ點滅ス	警戒管制ヲナセ
汽笛長一聲(一聲約三十秒間隔十秒)	工廠、下士官兵集會所ニテ吹鳴ス	

(二) 非常管制

警報	施設法	實法	意味
約十秒消燈シタル後約二秒間隔ニテ 短符四五回更ニ長符(約十秒)一回	供給電燈ニ依リ點滅ス	工廠、下士官兵集會所ニテ吹鳴ス	非常管制ヲナセ

(一) 汽笛短三聲 (一聲約十秒間隔五秒)
電燈警報

方面 管制場所

横須賀市方面(逸見ヲ除ク)	東京電燈株式會社若松町變電所
同 逸 見	同 右 橫須賀變電所
田浦町方面	船越變電所
逗子町方面	日本電力株式會社橫濱營業所逗子出張所
葉山町方面	東京電燈株式會社橫須賀變電所
長井、三崎町方面	東京電燈株式會社三浦變電所
浦賀町、久里濱村方面	浦賀變電所

(二) 汽笛其ノ他ニヨル警報

各方面ノ定ムル所ニヨル

三、燈火管制ノ解除ヲ爲ス場合左ノ信號ヲナス

(一) 非常管制ヨリ警戒管制ニ復スル場合

一一項(一)警戒管制ノ時ニ同ジ

(二) 燈火管制ヲ止ムル場合

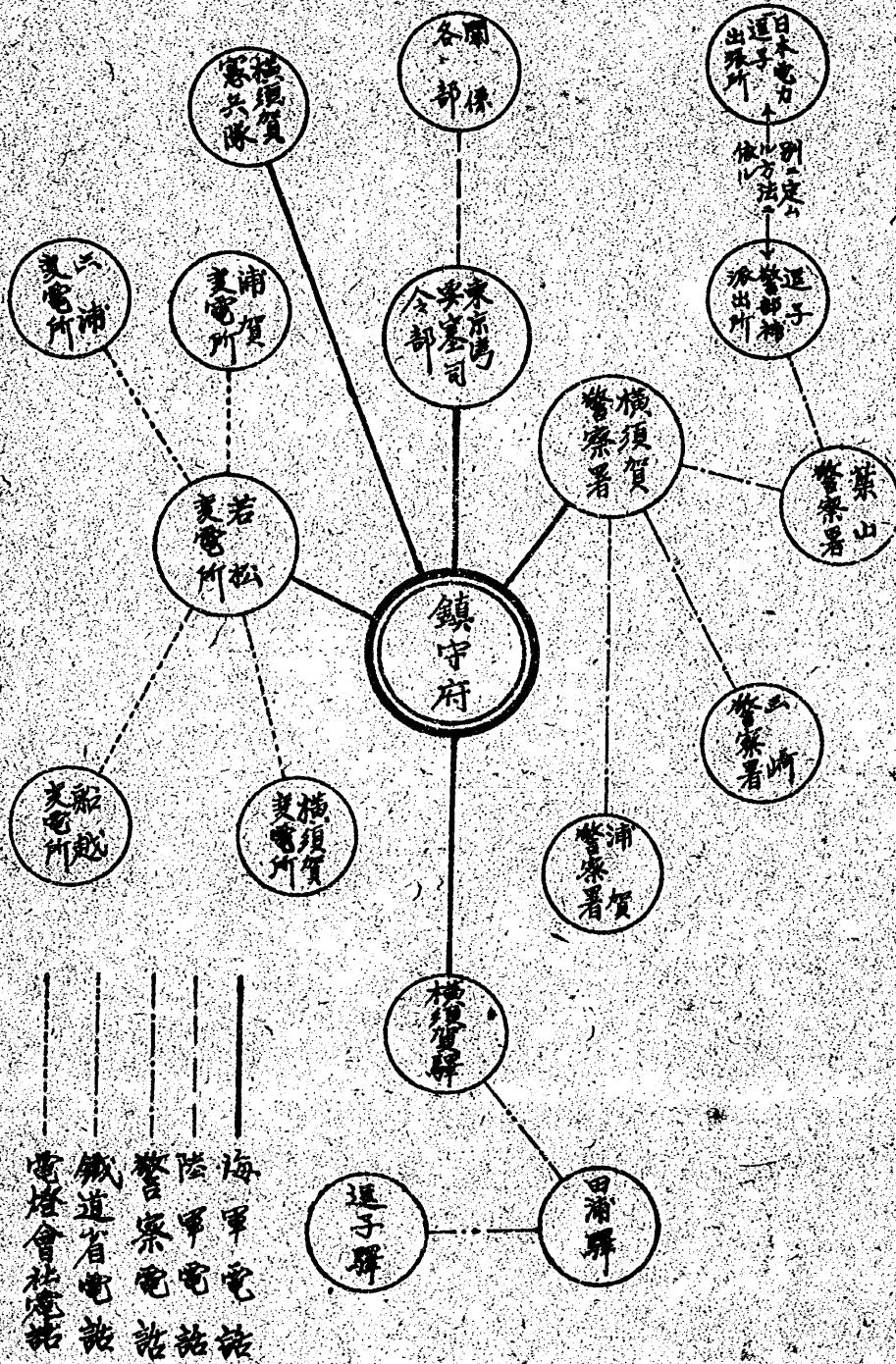
電話及傳令員等ヲ以テ之ヲ通達ス

(別紙三)浦半島燈火管制實施要領添付

(終)

電話系統表

0441-2



海軍小演習二浦半島燈火管制實施要領

種類	信號	燈火ノ處置	施行期日	自十月十一日至十月十四日	
				第一回	第二回
敵行飛來機襲來虞ノアレル場合	一、電燈ヲ約十回點滅ス 二、「サイレン」ヲ長ク一回 三、水兵青年團員在郷軍人兵警戒管制ヲス 四、ガラス火消シテ下サイ	一、電燈ヲ長ク一回 二、電燈ヲ約十回點滅ス 三、「サイレン」ヲ長ク一回 四、ガラス火消シテ下サイ	一、屋内燈 二、屋外燈 三、屋内燈 四、諸車燈	一、廣告燈、裝飾燈六全 二、屋外燈 三、屋内燈 四、船舟ノ燈火ハ陸上	一、施行期日 二、屋外燈 三、屋内燈 四、船舟ノ燈火ハ陸上
敵行飛來機襲來虞ノアレル場合	一、電燈ヲ約十回點滅ス 二、「サイレン」ヲ長ク一回 三、水兵青年團員在郷軍人兵警戒管制ヲス 四、ガラス火消シテ下サイ	一、電燈ヲ長ク一回 二、電燈ヲ約十回點滅ス 三、「サイレン」ヲ長ク一回 四、ガラス火消シテ下サイ	一、電燈ヲ長ク一回 二、電燈ヲ約十回點滅ス 三、「サイレン」ヲ長ク一回 四、ガラス火消シテ下サイ	一、電燈ヲ約十回點滅ス 二、「サイレン」ヲ長ク一回 三、水兵青年團員在郷軍人兵警戒管制ヲス 四、ガラス火消シテ下サイ	一、施行期日 二、屋外燈 三、屋内燈 四、船舟ノ燈火ハ陸上
非常管制ヨリ警戒管制ニ變更	一、「サイレン」ヲ短長數回 二、「サイレン」ヲ長 三、「サイレン」ヲ長 四、「サイレン」ヲ長	一、「サイレン」ヲ短長數回 二、「サイレン」ヲ長 三、「サイレン」ヲ長 四、「サイレン」ヲ長	一、電燈ヲ長ク一回 二、電燈ヲ約十回點滅ス 三、「サイレン」ヲ長 四、「サイレン」ヲ長	一、電燈ヲ長ク一回 二、電燈ヲ約十回點滅ス 三、「サイレン」ヲ長 四、「サイレン」ヲ長	一、施行期日 二、屋外燈 三、屋内燈 四、船舟ノ燈火ハ陸上
燈火管制止メ	「サイレン」ヲ無イ場所デハ警鐘等ヲ以テ知ランテ下サイ	平常ノ通點燈ス	警戒管制ノ場合ニ同ジ	標語	記事
備考	「サイレン」ノ無イ場所デハ警鐘等ヲ以テ知ランテ下サイ	一、「サイレン」ヲ短長數回 二、「サイレン」ヲ長 三、「サイレン」ヲ長 四、「サイレン」ヲ長	一、電燈ヲ長ク一回 二、電燈ヲ約十回點滅ス 三、「サイレン」ヲ長 四、「サイレン」ヲ長	一、電燈ヲ長ク一回 二、電燈ヲ約十回點滅ス 三、「サイレン」ヲ長 四、「サイレン」ヲ長	一、施行期日 二、屋外燈 三、屋内燈 四、船舟ノ燈火ハ陸上

昭和二年十月

横須賀鎮守府

常規警戒

非常警戒

敵行飛來機襲來虞ノアレル場合

敵行飛來機襲來虞ノアレル場合

敵行飛來機襲來虞ノアレル場合

敵行飛來機襲來虞ノアレル場合

常規警戒

非常警戒

敵行飛來機襲來虞

防 空 ノ 話

○恐 シ イ 世 ノ 中 ト ナ ツ タ

科學ノ進歩ニ伴ヒ戰闘ノ方法が變ツテ行クノハ當然デアル。

平面的ノ戰闘ガ何時トナク立体的戰闘トナツタ、空ニハ航空機、水中ニハ潛水艦ト云フ様ナ恐シイ怪物ガ出現スル時代トナツタオ互日本國民モ考ヘネバナラナイコトニナツタ。今日海國日本ノ國防ニハ制海ト共ニ制空ガ絶對ニ必要ニナツタ。敵ノ特種大型爆撃機ハ露頭カラモ支那沿岸カラモ容易ニ帝國ノ上空ニ出現スルコトガ出來又太平洋方面カラモ優勢ナル敵海軍ノ活動ニヨリ航空機ガ飛來シテ我國土全部ガ危險ニ暴露スルコトトナル。飛行機百臺ヲ以テスレハ東京全市ヲ燒キ盡スニ一晝夜ヲ要シナイデアロウトハ某外國専門家ノ推定シタ數字デアル、更ニ毒瓦斯ヲ撒布サレタ場合ハ一層悲慘ナル事ガ想像セラル、今ヤ地震以上ノ脅威ガ大空カラ吾人ニ迫ツテキルノデアル。

○併 シ 恐 レ テ ハ ナ ラ ヌ

新ラシイ攻撃方法ガ出現スレバ又之ニ對シテ新ラシイ防禦方法ガ案出ナレルノハ當然デアル。

航空機ノ襲撃ニ對シテハ確ニ防空ノ手段ガアル、怖レテハナラヌ、要ハ理解ト用意ト意志ニアル、文明國民一生存競争場裡ニアル吾人ハ科學ヲ理解シ周到ナル用意ノ下ニ強キ意志ガナケレバナラヌ一愈々國民國防一國家總動員ノ時代トナツタ。

○三 浦 半 島 ノ 防 空

半島ノ防空ハ積極的ニハ敵艦隊ヲ掃蕩シ特ニ敵航空母艦ノ擊滅ニ在レドモ直接防空トシテノ要領ハ

- (一) 敵機ノ襲來ヲ逸早ク知ル爲メ空中聽音機ヲ有スル監視員ヲ多數、半島外周遠距離ニ置クコト
- (二) 半島外周敷線ニ設ケタル高角砲ニ依リ擊撃スルコト
- (三) 内外敷ヶ所各所ニ設ケラレタル飛行場ヨリ優勢ナル飛行機ヲ飛バシ擊撃スルコト
- (四) 夜間ハ探照燈ヲ用ヒテ高角砲ノ射撃ヲ補助スルコト

五 半島民ノ周到ナル計畫ノ下ニ半島全部ノ燈火管制ヲ行ヒ上空ヨリノ發見ヲ困難ナフシム

ルコト

○燈火管制

防空設備ガ完備スレバ尔斯程晝間爆撃ガ困難トナツテ夜間爆撃ガ行ハレル様ニナル。

歐州大戦デモ中期以後ハ主トシテ夜間爆撃ガ行ハレダ。而シテ損害ガ段々ト減少シタノハ全ク防空設備ガ完全シタ結果デアル。中ニモ燈火管制ノ訓練ガ行キ居イタ爲メ目標ノ發見困難隨ツテ闇夜ノ鐵砲同様デアツタコトハ英、佛、獨飛行家ノ何レモ体験シタ事實デアル。

扱テオ互ガ要求スル理想的ノ燈火管制トハドンナモノデアルカ、ソレハ燈火ヲ一齊ニ消スコトガ上手ニナツタト云フノミハナク次ノ様ニ行ハレナケレバナラヌ。

(一) 信號合圖ニ依ツテ不必要ナ燈火ハ全部一齊迅速ニ消スコト

(二) 必要已ムヲ得ザル燈火ハ點燈ノ儘上空(斜方ヨリモ)ヨリハ少シモ見ヘナイ様ニ完全ニ覆

ヲナスコト

(三) 燈火管制中デモ交通整理ガ良ク出來ルコト

(四) 必要ナル工場、官衙、會社商店等デハ仕事ヲ續行スルコト

斯様ニ美事ニ行ハレルニハ官民一致ノ力ニ俟ツヨリ外ニナイ。

半島民全体ガ國防ノ責任ヲ分擔シ協力一致進デ工夫研究シナケレバナラヌ、横須賀鎮守府デモ前數回横須賀市民及田浦町民諸君ノ異常ナル協力ニ依リ防空演習ヲ實施シ防空計畫上多大ノ資料ヲ得タルハ深ク感謝スル次第デアル。

今年度行ハルベキ小演習ニ於テハ航空機ノ活動ガ如何ニ進展スルヤ豫測ヲ許ナザルモ別紙燈火管制實施要領ニ依リ本半島ノ完全ナル防空ヲ計リ併テ帝國ノ中樞タル東京灣防衛ノ完璧ヲ期シタインデアルカラ、諸君ニ於テモ一層ノ理解ト旺盛ナル意氣組ヲ以テ協力セラレンコトヲ希望スル。

昭和三年十月

横須賀鎮守府

0444